●後期高齢者医療資格確認書等の交付（再交付）に必要な本人確認書類

※有効期限の定めがあるものは、有効期限内のものに限る。
※市民センター等での申請は郵送となります。

後期高齢者医療資格確認書の交付（再交付）

本人又は住民票上同じ世帯の家族で
①の**いずれか１点**
または
②の**いずれか２点**
の提示があるか

確認できない場合
郵送による交付

① いずれか１点の提示

マイナンバーカード、運転免許証（仮運転免許証を含む。国際運転免許証を除く）、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、船員手帳、 海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、 宅地建物取引士証、電気工事士免状、 認定電気工事従事者認定証、 特種電気工事資格者認定証、 耐空検査員の証、 航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、 動力車操縦者運転免許証、小型船舶操縦免許証、教習資格認定証、 検定合格証（警備員）、 無線従事者免許証、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の身分証明書（職員証（生年月日のあるもの）、学生証（公立に限る）等）、在留カード（顔写真入りのもの）、特別永住者証明書（顔写真入りのもの）、住民基本台帳カード（顔写真入りのもの）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る）、一時庇護許可書、仮滞在許可書

② いずれか２点の提示

健康保険の被保険者証（※）又は資格確認書、介護保険被保険者証、各種年金証書（手帳、基礎年金番号通知書）、恩給証書、生活保護受給者証、各種医療証、高齢受給者証、在留カード（顔写真の無いもの）、特別永住者証明書（顔写真の無いもの）、住民基本台帳カード（顔写真の無いもの）、国又は地方公共団体の機関以外が発行した写真付の身分証明書、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の資格証明書（①に掲げるものを除く）、これらと同等の書類

⑮ 窓口で交付可
市役所 国民健康保険課 後期高齢医療係

※健康保険の被保険者証は、最長令和７年12月１日まで使用可能。ただし、令和７年12月１日以前に有効期限が設定されている場合は、その有効期限まで。なお、「資格情報のお知らせ」は対象外。

自己負担限度額の適用区分等を記載した資格確認書・特定疾病療養受療証の交付（再交付）

A 本人または代理人で
交付対象者の後期高齢者医療被保険者証 又は
後期齢者医療資格確認書 の提示があるか

B 本人又は住民票上同じ世帯の家族で
①の**いずれか１点**または ②の**いずれか２点**
の提示があるか

確認できない場合
郵送による交付

① いずれか１点の提示　（上記と同じ）

② いずれか２点の提示　（上記と同じ）

⑮ 窓口で交付可
市役所 国民健康保険課 後期高齢医療係